

## 町民プールの利用料金

区分	利用料金の基準額
小中学生	2 2 0 円（アクアリーナ会員にあつては1 1 0 円）
一般（6 0 歳未満）	4 4 0 円（アクアリーナ会員にあつては2 2 0 円）
一般（6 0 歳以上）	2 2 0 円（アクアリーナ会員にあつては1 1 0 円）

### 備考

- 1 「アクアリーナ会員」とは、七ヶ浜健康スポーツセンター条例（平成17年七ヶ浜町条例第13号）別表第1号の表に規定するアクアリーナ会員をいう。
- 2 利用料金の支払いには、七ヶ浜健康スポーツセンター条例別表第1号の表に規定するクーポンチケット（以下「クーポンチケット」という。）を使用できる。ただし、クーポンチケットの額面が利用料金を上回る場合の差額は返還しない。